

耐震診断、耐震改修を行おう！

詳細は問い合わせ先へ

住民の皆さんの生命や財産を守るため、木造住宅の無料耐震診断および木造住宅耐震改修費補助などを実施しています。

※無料耐震診断および各種補助は予算の範囲で行っていますので、必ず事前に相談をお願いします。



●問い合わせ 都市計画課 内線266

無料耐震診断とは？

町が派遣する診断員が現地調査を行い、後日診断結果の説明と一般的な補強のアドバイスおよび概算工事費の提示を無料で行います。

●対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅※ツーバイフォー、プレハブ、鉄骨造などは対象外
●対象
対象建築物の所有者または居住者

※所有者の同意を得られること

●申し込み

申請書を都市計画課または各地区コミュニティセンターへ
※申請書は都市計画課および各地区コミュニティセンターで配布またはホームページからダウンロード



木造住宅耐震改修費補助とは？

木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。

●補助金額

耐震改修に要する費用で上限100万円以内

●補助対象

・町の無料耐震診断を受け、診断の判定値が1.0未満の住宅で、耐震改修工事後の判定値が1.0以上となる住宅（ただし、判定値に



0.3を加算した数値以上のものに限り、
・工事が当該年度の2月末までに完了するもの



非木造住宅耐震診断費補助とは？

鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの非木造住宅（プレハブは対象外）の耐震診断費の一部を補助する制度です。



木造住宅解体工事費補助とは？

耐震性がない建築物の解体を推進するため、旧基準木造住宅または倒壊危険建築物の解体工事に要する費用の一部を補助する制度です。

木造住宅耐震シェルター整備費補助とは？

高齢者などが居住する耐震性がない木造住宅の耐震シェルター整備に要する費用の一部を補助する制度です。



訪問販売による「点検商法」に注意！



「無料耐震診断」「無料点検」を口実に家庭訪問し、高額な工事費や商品の契約を結ばせるトラブルが発生しています（耐震改修工事は契約後8日以内ならクーリング・オフ可）。

町が行う「無料耐震診断」は、申し込み後、事前に診断員名などの通知をしています。